

外食事業、中食事業に関わる皆様へ

外食・中食の 原料原産地の情報提供

～原産地表示による安心できるお店作り～

原産地表示が
あると
安心だね！



令和2年10月

一般社団法人 日本フードサービス協会

Q1 自主的にまず始められることは？

ガイドラインはどのような位置付けか

外食やインスタ加工による惣菜・弁当を販売する場合や、ばら販売、量り売り等の加工食品を容器包装に入れずに販売する場合については、原料原産地の表示義務はありません。消費者が商品を選択する上で重要な手段である外食メニューや中食商品の表示等について、外食・中食事業者の自主的な原料原産地の情報提供を推進するため、平成31年3月、「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」（外食・中食における原料原産地表示情報提供ガイドライン検討会）を策定しました。

外食事業者やインスタ加工用向けに食材を納入する業者には、食品表示法に基づく原料原産地の表示は、義務付けられていませんが、外食・中食事業者が、原料原産地の情報提供に取り組むに当たっては、事業者の積極的な協力を得て、原産地情報の把握に努めることとします。

外食・中食における原料原産地表示に係る食品表示法とガイドラインとの関係				
販売形態	容器包装されていない商品 (ばら販売、量り売り等の販売形態)		容器包装入り商品	
	食品表示法	ガイドライン	食品表示法	ガイドライン
販売と同一施設内にて製造	×	○	×	○
販売と同一施設以外にて製造	×	○	◎	—
設備を設けて、その場で飲食させる場合	×	○	×	○

※ ×：義務表示適用外、◎：義務表示の適用、○：任意表示



Q2 何を情報提供すればいいの？

原料原産地の自主的な情報提供の内容について

- 原料原産地の情報提供は義務ではなく、事業者の自主的な取り組みです。
- 消費者の関心が高いと考えられる原材料名や原産地名、事業者が強調したい情報について把握した根拠に基づき、実行可能な範囲内で情報提供することが重要です。

1. 外食メニュー名・中食商品名に用いられている原材料名と原産地名



おすすめメニュー
三重県産牛肉使用
牛肉のステーキ
1200円

牛肉のステーキ（牛肉：三重県）



おすすめメニュー
アメリカ産牛肉使用
ローストビーフ
850円

ローストビーフ（牛肉：アメリカ産）



日本海産の
ぶりの照焼
1切 280円

ぶりの照焼（ぶり：日本海）

2. こだわり食材の原材料名と原産地名



三陸沖の
さんまの塩焼
一尾 198円

さんまの塩焼（さんま：三陸沖）



おすすめメニュー
しやしやしき蓮根サラダ
(蓮根の原産地 茨城県)
380円

蓮根のサラダ（蓮根：茨城県産）



旬うなぎ
蒲焼弁当
1300円
(うなぎは三河産)

旬うなぎ蒲焼弁当（うなぎ：三河産）

3. 店舗の売れ筋や定番の外食メニューや人気の中食商品などの「主要なメニュー・商品」の原材料名と原産地名



トンカツ定食
780円
(デンマーク産のブタ、国産のキャベツ)

トンカツ（豚肉：デンマーク産 キャベツ：国産）

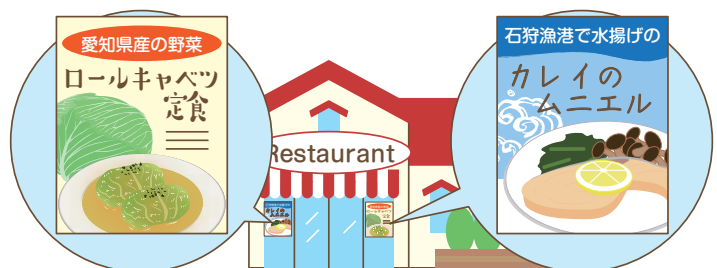


大人気！
から揚げ
ブラジル産鶏肉使用
180円 / 100g

唐揚げ（鶏肉：ブラジル産）

4. 農業、水産業等との連携等により安定した調達を行っている場合

「野菜は地元〇〇県産のものを使用しています。」
「〇〇漁港で水揚げされた鮮魚を直送しています。」



Q3 原産地はどのように表示するの？

原料原産地の情報提供について

1. 原産地の名称の記載に当たって、基本的には、国産の原材料は、「国産」である旨、輸入品であるものには、「原産国名」を自主的に情報提供します。

ただし、国産の原材料や輸入品の原産地（国）を以下により、情報提供することもできますので、消費者にわかりやすい情報提供に努めるものとします。

■ 国産品の場合

表示	原産地名
都道府県名	北海道、佐賀県、秋田県
地域名	庄内、阿蘇、三河
海域名	銚子沖、日向灘、富山湾、玄界灘
湖名	宍道湖、十三湖
島名	佐渡島、淡路島

あじフライ
1枚 320円

原材料：あじ（富山湾）

ハンバーグステーキ
1個 480円

原材料：牛肉(オーストラリア)
豚肉(アメリカ)

■ 輸入品の場合

表示	原産地名
州名・省名	フロリダ州、福建省
島名	タスマニア、ハワイ
海域名	地中海、オホーツク海、ニュージーランド沖、ペルー沖等 ※

サーモンのフライ
1枚 320円

原材料：サーモン（タスマニア産）

※生鮮魚介類の生産水域名の表示に準拠した表示を行ってください。

2.一つの原材料で、複数の原産地（原産国）の原材料を使用する場合

- (1) 主な原材料の原産地は、国別重量順表示を原則とし、国別に重量の割合が高いものから順に国名が記載されます。しかし、国別重量順表示が困難な場合、例えば、以下のような表を作成し、使用可能性のある原産地を網羅的に明示することができます。

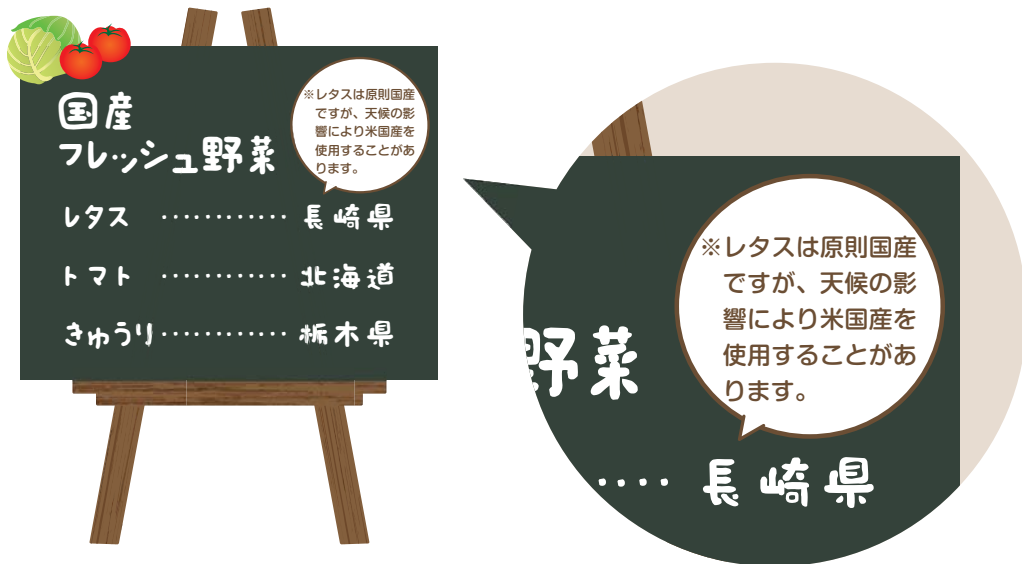
例

メニュー・商品名	主要原料	原産地			
ハンバーグステーキ	牛肉 豚肉	オーストラリア アメリカ	アメリカ カナダ	カナダ	ニュージーランド
若鶏の唐揚げ	鶏肉	ブラジル	タイ	アルゼンティン	
豚ロースおろしとんかつ	豚肉	アメリカ	メキシコ	カナダ	
さば味噌煮	さば	ノルウェー	アイスランド		
ロールキャベツ	キャベツ	中国	韓国		

ただし、この場合には、国別重量順の記載ではない旨を但し書きとして記載することとします。

- (2) 主な原材料の原産地が季節移動したり、一時的に変動したりする場合は、原産国の次にその旨を記載します。

例：「レタスは原則国産ですが、天候の影響により〇〇産のものを使用することがあります。」



- (3) 取引先から、原材料の原産地情報が確認できない場合や、メニュー等に全ての原産地の記載が困難な場合は、確認できない原産地及び表示が困難な原産地を「その他」と記載できます。この場合であっても、原産地の情報提供に努めることとします。